

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人長谷川柳太郎の上告趣意第一点は、憲法三八条三項違反をいう点もあるが、実質は事実誤認、単なる法令違反の主張であり、同第二点は、判例違反をいうものの、最高裁判所又は高等裁判所の判例について、その具体的な摘示がなく、その余は単なる法令違反の主張であり、同第三点は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四五年一一月一〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	飯	村	義	美
裁判官	下	村	三	郎
裁判官	松	本	正	雄
裁判官	関	根	小	郷